

地域未来投資促進法に基づく
「宮城県農林水産・食品関連産業基本計画」
に関する支援施策のご紹介

宮城県農政部農業政策室

■地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業(地域経済牽引事業)」を実施する幅広い分野の民間事業者を支援するものです。

■対象となる分野

宮城米・いちご・仙台牛・カキ・ギンザケ・ホヤ等の特色ある農林水産物を活用した農林水産・食品関連産業分野

具体的な支援施策とは

■設備投資への減税

税額控除や特別償却により、設備投資(投資額2,000万円以上)を行った初年度の法人税が軽減されます。(適用期限:令和6年度末まで)

| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
|-------------|-----------|---------|
| 機械・装置 | 40% (50%) | 4% (5%) |
| 器具・備品 | 40% (50%) | 4% (5%) |
| 建物・付属設備・構造物 | 20% | 2% |

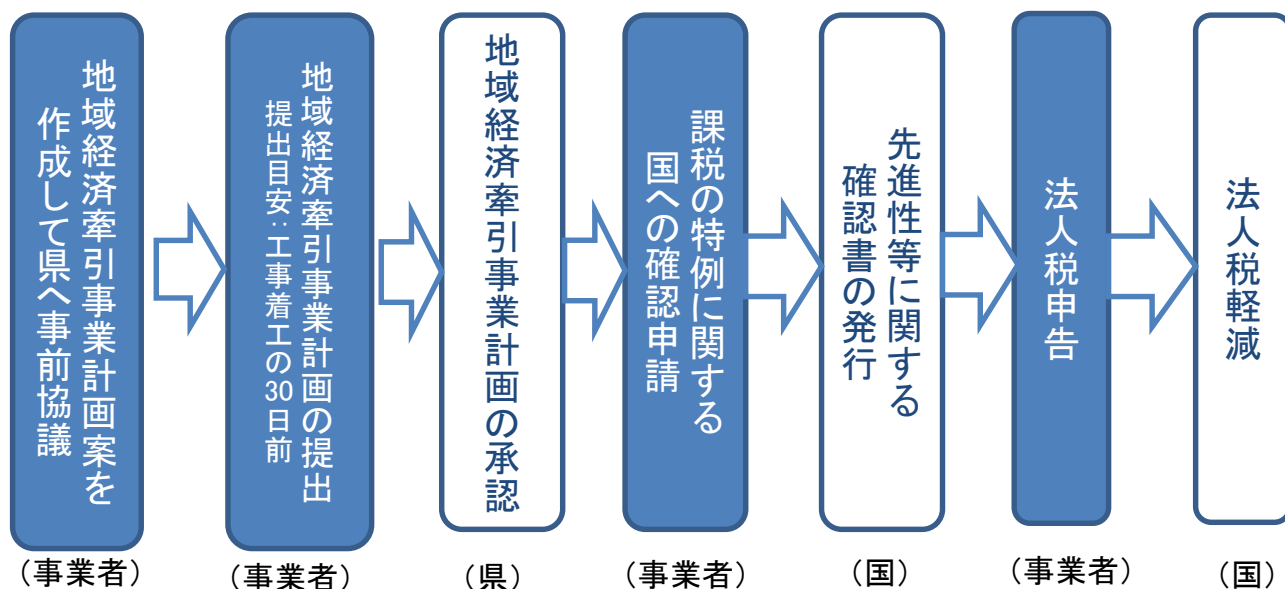
※()は直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上の企業の場合

■その他

- ・固定資産税の減免(一部の市町村、対象の要件有り)
- ・緑地面積率の緩和(一部の市町村) 等があります。

 支援施策を活用するためには、地域経済牽引事業計画を作成し、県の計画承認を受ける必要があります。

支援策活用までの流れ（例：法人税の軽減措置）



地域経済牽引事業計画を作成するには

1 地域経済牽引事業計画書の様式

以下のHPアドレスから計画書の様式をダウンロードをしてください。

経済産業省ホームページアドレス

(http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)

2 作成方法

地域経済牽引事業計画(案)を作成し、県と事前協議を行ってください。土地利用調整が必要な事業については、各市町村の担当窓口と相談を行ってください。

3 事業要件

①事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増額分が5,049万円以上になること(計画期間に応じて付加価値増額の按分も可)。

②事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・事業者間での取引額が開始年度比で10.0%以上増加すること。
- ・事業者の売り上げが開始年度比で10.0%以上増加すること。
- ・事業者の雇用者数が開始年度比で1人以上増加すること。
- ・事業者の雇用者給与総額が開始年度比で4.5%以上増加すること。

詳しくは、宮城県農政部農業政策室
(022-211-2963) までお問い合わせください。